

別海町議会会議録

第1号（平成30年 6月19日）

○議事日程

- | | | |
|-------|--------|-----------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 議会運営委員会報告 |
| 日程第 3 | | 会期決定の件 |
| 日程第 4 | | 諸般の報告 |
| 日程第 5 | | 行政報告 |
| 日程第 6 | | 提出案件の概要説明 |
| 日程第 7 | 議案第45号 | 平成30年度別海町一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第 8 | 議案第46号 | 平成30年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 9 | 議案第47号 | 平成30年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第10 | 議案第48号 | 別海町町税条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第49号 | 別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第50号 | 工事請負契約の締結について（町民体育館内部改修建築主体工事） |
| 日程第13 | 議案第51号 | 工事請負契約の締結について（町民体育館内部改修機械設備工事） |
| 日程第14 | 議案第52号 | 工事請負契約の締結について（町民体育館内部改修電気設備工事） |
| 日程第15 | 議案第53号 | 工事請負契約の締結について（小中学校校舎・屋内体育館煙突改修工事） |
| 日程第16 | 議案第54号 | 財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車） |
| 日程第17 | 議案第55号 | 財産の取得について（小型動力ポンプ付水槽車） |
| 日程第18 | 議案第56号 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について |
| 日程第19 | 報告第 6号 | 専決処分の報告について（根室中部3号主要幹線改良舗装工事） |
| 日程第20 | 報告第 7号 | 専決処分の報告について（中西別上風連線改良舗装工事） |
| 日程第21 | 報告第 8号 | 平成29年度別海町一般会計繰越明許費繰越計算書について |
| 日程第22 | 報告第 9号 | 平成29年度別海町一般会計事故繰越し繰越計算書について |

○会議に付した事件

- | | | |
|--------|---------|-----------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 議会運営委員会報告 |
| 日程第 3 | | 会期決定の件 |
| 日程第 4 | | 諸般の報告 |
| 日程第 5 | | 行政報告 |
| 日程第 6 | | 提出案件の概要説明 |
| 日程第 7 | 議案第 45号 | 平成30年度別海町一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第 8 | 議案第 46号 | 平成30年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 9 | 議案第 47号 | 平成30年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 10 | 議案第 48号 | 別海町町税条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 11 | 議案第 49号 | 別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 12 | 議案第 50号 | 工事請負契約の締結について（町民体育館内部改修建築主体工事） |
| 日程第 13 | 議案第 51号 | 工事請負契約の締結について（町民体育館内部改修機械設備工事） |
| 日程第 14 | 議案第 52号 | 工事請負契約の締結について（町民体育館内部改修電気設備工事） |
| 日程第 15 | 議案第 53号 | 工事請負契約の締結について（小中学校校舎・屋内体育館煙突改修工事） |
| 日程第 16 | 議案第 54号 | 財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車） |
| 日程第 17 | 議案第 55号 | 財産の取得について（小型動力ポンプ付水槽車） |
| 日程第 18 | 議案第 56号 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について |
| 日程第 19 | 報告第 6号 | 専決処分の報告について（根室中部3号主要幹線改良舗装工事） |
| 日程第 20 | 報告第 7号 | 専決処分の報告について（中西別上風連線改良舗装工事） |
| 日程第 21 | 報告第 8号 | 平成29年度別海町一般会計繰越明許費繰越計算書について |
| 日程第 22 | 報告第 9号 | 平成29年度別海町一般会計事故繰越し繰越計算書について |

○出席議員（16名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 小 椋 哲 也 | 2番 外 山 浩 司 |
| 3番 大 内 省 吾 | 4番 木 嶋 悦 寛 |
| 5番 松 壽 孝 雄 | 6番 森 本 一 夫 |
| 7番 今 西 和 雄 | 8番 西 原 浩 |
| 9番 沓 澤 昌 廣 | 10番 小 林 敏 之 |
| 11番 瀧 川 榮 子 | 12番 戸 田 憲 悦 |
| 13番 中 村 忠 士 | 14番 渡 邊 政 吉 |

副議長 15番 佐藤 初雄

議長 16番 松原 政勝

○欠席議員（ 0名）

○出席説明員

町 長 曾根 興三
教 育 長 伊藤 多加志
監 査 委 員 杉本 義久
農業委員会会長 小野 榮一
福 祉 部 長 河嶋 田鶴枝
建設水道部長 山岸 英一
病 院 事 務 長 大槻 祐二
監査委員事務局長 小湊 昌博
総 務 部 次 長 今野 健一
産業振興部次長 門脇 芳則
教 育 部 次 長 石川 誠
総合政策課長 佐々木 栄典
税 務 課 長 宮本 栄一
尾岱沼支所長 福原 義人
介護支援課長 竹中 利哉
農 政 課 長 小野 武史
商工観光課長 伊藤 輝幸
事 業 課 長 小島 実
上下水道課長 外石 昭博
生涯学習課長 石川 誠
東 公 民 館 長 福原 義人
郷土資料館長 千葉 宏

副 町 長 佐藤 次春
代表監査委員 田村 秀男
選挙管理委員長 高崎 好藏
総 務 部 長 竹中 仁
産業振興部長 登藤 和哉
教 育 部 長 山田 一志
会 計 管 理 者 阿部 美幸
農委事務局長 中村 公一
福 祉 部 次 長 青柳 茂
建設水道部次長 小島 実
総 務 課 長 今野 健一
財 政 課 長 寺尾 真太郎
防災交通課長 麻郷地 聡
福 祉 課 長 干場 みゆき
町 民 課 長 青柳 茂
水産みどり課長 新堀 光行
管 理 課 長 伊藤 一成
建築住宅課長 田畑 直樹
学 務 課 長 入倉 伸顕
給食センター長 入倉 伸顕
図 書 館 長 千葉 宏

○議会事務局出席職員

事 務 局 長 浦山 吉人

主 幹 松本 博史

○会議録署名議員

10番 小林 敏之

11番 瀧川 榮子

12番 戸田 憲悦

◎表彰状の伝達

○議会事務局長（浦山吉人君） 皆様おはようございます。

会議に入ります前に表彰状の伝達を行わせていただきます。

このたび、長年にわたる議員の職責を通して地方自治の振興・発展に貢献をされた功績により、北海道町村議会議長会から、平成30年自治功労者として松原政勝議長、戸田憲悦議員、瀧川榮子議員、小林敏之議員の4名が議員在職15年以上表彰を受賞されました。

このことを受けまして、これより副議長から表彰状の伝達を行います。

松原議長、戸田議員、瀧川議員、小林議員、4名の議員の皆様におかれましては質問席前に整列をお願いいたします。

それでは、お名前を読み上げますので、順に前にお進みください。

（表彰状の伝達）

○議会事務局長（浦山吉人君） 以上で表彰状の伝達を終わります。

議員の皆様席にお戻りください。

開会 午前10時05分

◎開会宣告

○議長（松原政勝君） 会議に入ります前に申し上げます。

今会期中は、広報及び報道関係者の写真撮影を許可しておりますので、申し上げておきます。

また、夏季における服装の軽装化が実施されております。

議場内においてもネクタイを着用しないことを許可しておりますので、あわせて申し上げます。

ただいまから平成30年第2回別海町議会定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（松原政勝君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において指名いたします。

10番小林議員、11番瀧川議員、12番戸田議員、以上3名を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長（松原政勝君） 日程第2 議会運営委員長から委員会の協議概要について報告があります。

なお、本件は報告のみであります。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（西原 浩君） それでは、議会運営委員会から報告を申し上げます。

6月6日及び14日に開催いたしました議会運営委員会で第2回定例会に係る運営について協議をいたしましたので、その内容について報告申し上げます。

第2回定例会に町側から提出されております案件は、全部で16件であります。

提出案件の内容は、平成30年度各会計補正予算が3件、条例の一部改正が2件、工事の請負契約が4件、財産の取得が2件、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定が1件、専決処分の報告が2件、平成29年度一般会計繰越明許費繰越計算書報告が1件、平成29年度一般会計事故繰越し繰越計算書報告が1件であります。

これら提出案件の全てについて、委員会の付託を省略し、本会議において質疑、討論・採決すべきものと決定いたしました。

なお、専決処分の報告、一般会計繰越明許費繰越計算書報告及び一般会計事故繰越し繰越計算書報告につきましては、報告のみであり、そのうち専決処分報告の2件につきましては一括報告といたします。

次に、会期及び議事日程であります。

本定例会の会期は、6月19日から6月22日までの4日間とし、初日には町長提出議案の内容説明、質疑を行います。

2日目には一般質問を行い、3日目は休会とし、各常任委員会を行います。

最終日は、町長提出議案の討論・採決を行い、その後、議員提出案件の内容説明、質疑、討論・採決を行うこととしました。

次に、一般質問であります。

通告を受理しております一般質問は、大内議員、瀧川議員、西原議員、木嶋議員、中村議員、小椋議員、外山議員の7名で、全員が一問一答方式であります。

質問の順番は、会議規則等運用規定に基づき通告順に行うこととしました。

議員各位、理事者におかれましては、効率的な議会運営と活発な政策議論となるよう、町民にわかりやすい簡便な質問と答弁を心がけるようお願い申し上げます。

次に、請願・陳情等についてであります。

請願・陳情等に係る対応については、慎重に協議をいたしました。

陳情書等の写しは、議員控室で閲覧できますので、賛同される議員は、議員発議により提出願います。

次に、議員・委員会提出案件であります。

現在予定されておりますのは、議員提出案件1件であります。

内容は、「中標津町への北海道立林業大学校設置に関する意見書の提出について」であり、現在、根室管内・釧路管内合同で取り組んでいる誘致活動のさらなる推進に向け西原議員から提出されるもので、定例会最終日に提案されることになっております。

最後に、反問権についてですが、町長ほか職員が議長の許可により議員の質問に対して論点を明確にするためのもので、議会での議論が活性化し、議論のポイントを町民の皆様によりわかりやすくするために導入したものであります。

町長初め、執行機関並びに議員各位には、その趣旨を十分理解いただきますようお願いいたします。

以上、議会運営委員会で協議しました内容の報告といたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議長（松原政勝君） 日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月22日までの4日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(松原政勝君) 異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日から6月22日までの4日間と決定いたしました。
-

◎日程第4 諸般の報告

- 議長(松原政勝君) 日程第4 諸般の報告を行います。
諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。
-

◎日程第5 行政報告

- 議長(松原政勝君) 日程第5 行政報告を行います。
町長。

- 町長(曾根興三君) おはようございます。

本日、平成30年第2回の町議会定例会を招集させていただきました。

初夏となり、産業活動も本格的に躍動を始める時期を迎えましたが、議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、定例会に御出席を賜りまことにありがとうございます。

私も平成28年6月に就任いたしまして、きょうで丸2年がたちました。

この間、町政執行に当たりましては、議員の皆様方にも大変貴重な御意見や情報を多くいただきましたとともに、提案いたしました議案につきましては、全て決定いただきましたことに改めて感謝を申し上げます。

あしたからは、任期4年の後半に入りますけれども、第7次総合計画策定、生涯学習センターの建設等、未来の別海町にとりまして重要な案件が多く控えております。

今後ともできるだけ多くの町民の皆様の希望・意見をお聞きするとともに、議員の皆様とともに情報交換を密に図り、施策の方向を決めてまいりたいというふうに考えております。

次に、昨日、友好都市でございます大阪府枚方市周辺で震度6弱の大規模な地震が発生いたしました。

報道では、広い範囲でライフラインに被害が発生し、公共交通機関も大きな影響が出たとのことでございます。

また、枚方市の近隣地域では死者や多数のけが人が出るなどしているとの報道がありますけれども、確認をしましたところ、枚方市でも家屋の損壊などにより避難所へ避難している市民の方がおられるというとのことでございます。

被害に遭われた枚方市民の皆様及び府民の皆様へは、心よりお見舞いを申し上げます。

続いて、定例会にあたり行政報告を申し上げます。

初めに、産業の動向についてでございます。

酪農・畜産情勢は、町内の生乳生産が1月から4月末まで15万9,000トン、対前年比で103.3%、販売額では159億3,000万円、これは対前年比105.1%と、生産量及び販売額ともに前年を大きく上回っている状況でございます。

昨年は、比較的天候に恵まれまして粗飼料の生育も順調に推移し、一部収穫前に台風被害に遭ったものの、全体といたしましては、良質な粗飼料が確保されたことや生乳生産基盤の拡大及び乳価の上昇などが主な要因であったと考えられております。

本年度におきましては、取引乳価や補給金の値上げ等により、主要指定団体における30年度プール乳価が100円を超える高水準となる見込みであり、農家経済にとりまし

ては引き続きよい状況が続くと考えております。

作況については、牧草が例年に比べ順調に生育しているところ、6月に入ってから低温が続くまま、これが成長に影響を与える状況となっています。

牧草収穫作業につきましては、既に開始をしている農家もありますけれども、収量及び品質等に影響は出ないかな、と心配をしているところがございます。

デントコーンにつきましては、3日早く播種を終了している状況でございます。

次に、水産業の状況でございます。

春のホタテ漁は、5月31日で操業を終えましたけれども、水揚げ数量は対前年比110%の2万2,400トン、金額では91%の56億2,000万円で、水揚げ数量で昨年を上回ったものの、金額では5億4,000万円下回るという結果となりました。

要因といたしましては、貝のサイズが小型化したことに加え、円高の影響や米国への玉冷輸出が停滞していることも重なり、キロ平均単価が前年を52円下回ったことにあるというふうに考えられております。

ホタテを除く全魚種での比較では、カレイやニシンの水揚げが好調で、数量では対前年比131%の2,800トンとなりましたが、こちらも単価が低かったことから、金額では85%どまりの4億3,000万円にとどまっております。

また、野付湾の風物詩となっております北海シマエビ漁につきましては、今月上旬に行われました資源量の調査によりますと、昨年同期と比べますと資源が回復傾向にあることから、昨年よりも7.5トン多い13.9トンの漁獲量となり、今月20日から7月12日までの操業を予定しているところがございます。

続いて、エゾシカの駆除の状況でございますけれども、本年度の春駆除は、5月7日から30日までの21日間で、昨年より209頭多い計画頭数どおりの1,300頭を銃器による駆除として終了しております。

今後は、9月から予定されております秋駆除、そして12月から野付半島及び走古丹地区での囲いわなによる捕獲を実施し、農林業被害や住民生活の環境改善に向けて、個体数の調整に努めてまいります。

次に、商工業と観光についてでございます。

平成29年度における主な中小企業振興事業の実績でございますけれども、町内建築業者の受注機会の確保を目的といたしました「地域貢献中小企業支援事業」、これに53件。

開業支援、経営拡大、助成等を目的といたしました「起業家支援事業」、これにつきましては9件。

そしてもう一つ、商店街活性化を目的といたしました「にぎわい商店街創造事業」、これに12件の補助を実施いたしました。

観光客の入り込み状況でございますけれども、平成29年度は、「ふゆとぴあ」以外のイベントはおおむね好天に恵まれて、対前年比108.6%の約31万人となりました。

本年度4月29日に開催いたしました「ジャンボホタテ・ホッキまつり」では、ゴールデンウィーク中の開催に加えまして好天にも恵まれたことから、対前年比で150%の1万2,000人が来場され、活貝販売には長蛇の列ができる大変盛況となりました。

また、5月4日から6月17日にかけて、通算7日間開催しました「尾岱沼潮干狩りフェスティバル」、これにも大勢の方々が来場され、対前年比115%、約4,000

人の方々に恒例の春のイベントを楽しんでいただきました。

次に、建設工事の発注状況でございますけれども、工事及び工事に関連する委託業務、これ全体で6月10日現在、全予定のおよそ26%を発注済みでございます。

建設工事従事者の確保が非常に難しい状況にもありますので、適期に平準化した発注をしていくよう今後の事務を進めてまいりたいと考えております。

次に、第7次の別海町総合計画の経過についてでございます。

本計画の策定作業に当たっては、町民の皆様のニーズや意見を計画にしっかりと反映していくために町民の皆さんの意見を聞く機会として、アンケート調査の実施や各種団体懇談会、地域懇談会等を実施しております。

アンケート調査につきましては、昨年12月に無作為抽出した町民2,000人を対象に実施をいたしまして、37.8%、人数にして756人の方から回答をいただいております。

各種団体懇談会につきましては、産業・経済団体、教育文化・スポーツ団体、福祉・まちづくり団体、さらには青年・女性団体から、計34団体に参加をいただきました。

また、地域懇談会につきましては、町内8つの地域で実施をいたしました。

延べ103人の方に参加いただき、それぞれ意見や提言をいただいたところでございます。

特に、地域懇談会については、議員各位にもお忙しい中、御参加をいただきまして、大変ありがとうございます。

これらの懇談会では、本町の一次産業振興施策に関することや少子高齢化対策、地域コミュニティ対策、インフラ整備、ふるさと別海への愛着を持つための施策など、第7次総合計画策定に向けまして、たくさんの方々から貴重な御意見や提言をいただいたことに感謝を申し上げる次第でございます。

このほか公募による委員を含めた組織として、町民検討委員会を設置し、ワークショップ形式による意見交換を行いながら、計画への提言をいただくこととしております。

また、役場内におきましても、若手職員の人たちで構成しました提言チームを設置し、多様な意見を拾い上げていくこととしております。

今後の予定につきましては、これら町民の皆さんからいただいた提言や御意見をもとに、私の公約でもあります、子育て支援、老後の安心、経済の発展、これらを具現化できるよう総合計画素案を策定し、策定委員会や策定会議で協議を進め、最終的に審議会への諮問、答申を受けて、総合計画を策定していきたいというふうに考えております。

議員の皆様には、機会あるごとに進捗状況を御報告しながら、基本構想及び基本計画の素案を整理した段階で、その内容を御説明し、御意見をいただきたいと考えております。

現在の予定では、基本構想案は8月下旬、基本計画案については11月下旬頃を目途に調整をしていく予定としております。

次に、「知床ご当地ナンバー」についてでございます。

国土交通省から、5月22日に、世界自然遺産である知床の名称を使用した「ご当地ナンバープレート」の導入地域が決定されたとの発表がありました。

参加または離脱した市や町の状況は、この場でも御説明をしてみたいけれども、オホーツク管内の3町、それと根室管内の4町でしっかりとタグを組みながら協議と調整を行ってきた結果が、この導入に結びついたものというふうに考えております。

本町としましては、観光と地域経済の活性化を目的とし、地域全体で連携した取り組み

を今後とも引き続いて積極的に推進していきたいと考えております。

なお今後は、図柄を全国へ公募し、図柄入りナンバープレートのデザインを選定していくこととしており、平成32年度から交付が開始される予定となっております。

次に、6月8日に、陸上自衛隊北部方面本部総監、田浦正人陸将が、総監では初めてでございますけれども別海駐屯地を視察されました。

前日の7日には、別海町自衛隊協力会、これが主催をして、総監と自衛隊協力会員との交流会がコミュニティセンターで開催され、我が国における現在の防衛状況等について意見交換が行われたところでございます。

最後になりますけれども、国営環境保全型かんがい排水事業にかかわる汚職事件についてでございます。

本件については、発注元が釧路開発建設部根室農業事務所であることから、本町としては、報道されている内容以上のことは今のところ承知しておりません。

本町で実施されている重要な事業にかかわって事件が起きたことは、まことに残念なことですけれども、北海道開発局からは、再発防止に向けて綱紀肅正を図るとともに、事業の進捗への影響等がないよう取り組んでいくとの報告を受けたところでございます。

以上をもちまして行政報告とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎日程第6 提出議案の概要説明

○議長（松原政勝君） 日程第6 提出議案の概要について説明があります。

副町長。

○副町長（佐藤次春君） おはようございます。

それでは、本定例会に提出いたしました議案等について、その概要を説明させていただきます。

なお、提案理由につきましては、議案等が上程された際に詳細を説明いたしますので、私からは概略の説明とさせていただきます。

提出いたしました案件は、議案が12件、報告が4件でございます。

議案第45号は、平成30年度一般会計補正予算でございます。

社会資本整備交付金の道路事業の内示額決定により事業費が大きく減額となりましたが、畜産クラスター事業やエゾシカ侵入防止柵設置事業のほか、北方水産資源増大対策事業の減額に対応して、沿岸漁業振興対策事業のホッキガイ漁場改良事業等を増とするなど、新たに追加される事業や既存の事業での増額が見込まれるため、合計で17億6,060万円を増額補正するものでございます。

次に、議案第46号は、平成30年度国民健康保険特別会計補正予算ですが、当初予算編成時点では、国民健康保険税算出の基礎となる前年の所得等未確定な部分があることから、補正を前提としていたものでございます。

このたび、平成29年分の所得確定に伴う算定により、保険税収入の増額のほか、議案第49号で改正を提案しております保険料の限度額改正、及び滞納整理機構負担金の決定により260万円を増額するものです。

議案第47号平成30年度下水道事業特別会計補正予算は、特定環境保全公共下水道事業に対する国庫補助の内示額通知に伴い、関連する歳入・歳出について減額補正するものです。

議案第48号の別海町町税条例等の一部改正については、地方税法の一部を改正する法律の公布に伴い、個人の町民税の非課税の範囲の改正のほか所要の改正を行うものです。

議案第49号別海町国民健康保険税条例の一部改正は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の施行、及び地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、国民健康保険税の課税額の定義、課税限度額及び軽減措置などを変更する条例改正を行うものです。

次に、議案第50号から議案第53号までの工事請負契約の締結については、6月4日に入札を行った工事のうち予定価格が1件5,000万円を超えるものについて、議会の議決を求めるものです。

議案第54号と55号は、財産の取得についてです。

取得する物件は、議案第54号が水槽付消防ポンプ自動車、議案第55号が小型動力ポンプ付水槽車で、いずれも取得予定価格が1,500万円を超えることから議会の議決を求めるものです。

議案第56号は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてです。

本件は、豊原、大成、泉川、本別及び本別海辺地で平成29年度に策定した5年間の整備計画の期間が終了したことから、平成30年度から5年間の整備計画を新たに策定するものです。

報告第6号と報告第7号の専決処分の報告については、工事請負契約の一部を変更する必要が生じ、専決処分を行ったことから、その内容について報告するものです。

報告第8号の平成29年度別海町一般会計繰越明許費繰越計算書については、平成29年度から平成30年度に繰り越した3事業について繰越計算書を調製したため、議会に報告するものです。

最後に、報告第9号の平成29年度別海町一般会計事故繰越し繰越計算書については、平成29年度の年度内に支出負担行為をしたものの、避けがたい事故のため、予算を平成30年度に繰越した事業について繰越計算書を調製したため、議会に報告するものでございます。

以上で提出いたしました議案の概要説明とさせていただきます。

御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

◎委員会付託省略の議決

○議長（松原政勝君）　　ここでお諮りします。

本定例会に提出されております日程第7 議案第45号から日程第18 議案第56号までの12件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君）　　異議なしと認めます。

したがって、日程第7 議案第45号から日程第18 議案第56号までの12件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

◎日程第7 議案第45号

○議長（松原政勝君）　　日程第7 議案第45号平成30年度別海町一般会計補正予算

(第2号)を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長(寺尾真太郎君) はい、議長。

○議長(松原政勝君) 財政課長。

○財政課長(寺尾真太郎君) 議案第45号の内容説明をいたします。

別冊の平成30年度一般会計補正予算書の1ページをお開きください。

平成30年度別海町一般会計補正予算(第2号)。

平成30年度別海町一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17億6,060万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ203億1,580万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、債務負担行為の補正。

債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第3条、地方債の補正。

地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

2ページをお開きください。

「第1表 歳入歳出予算補正」で、補正額の欄で申し上げます。

まず、「歳入」です。

14款国庫支出金、1項と2項で2億181万2,000円の減。

15款道支出金、1項と2項で19億5,678万1,000円の増。

16款財産収入、1項で5万円の増。

17款寄付金、1項で200万円の増。

18款繰入金、1項で1,770万円の増。

20款諸収入、4項で798万1,000円の増。

21款町債、1項で2,210万円の減。

歳入合計で17億6,060万円の追加です。

3ページにお進みください。

「歳出」です。

2款総務費、1項と2項で78万8,000円の増。

3款民生費、1項と2項で731万5,000円の減。

4款衛生費、1項で3,628万7,000円の増。

6款農林水産業費、1項と4項で19億4,040万7,000円の増。

7款商工費、1項で275万2,000円の増。

8款土木費、2項と3項で2億1,884万6,000円の減。

9款消防費、1項で450万4,000円の増。

10款教育費、1項と2項及び5項で202万3,000円の増。

歳出合計で17億6,060万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ203億1,580万円とするものです。

4ページをお開きください。

「第2表 債務負担行為補正」で1件の「追加」です。

「草地畜産基盤整備事業（畜産担い手総合整備型）再編整備事業豊原美原地区により整備される草地造成及び草地整備、農業用施設、農業用機械、農道整備などを公益財団法人北海道農業公社から委託又は譲渡を受けることに伴う債務負担」で、期間は「平成31年度から平成33年度まで」の3年間とし、限度額は「7億6,458万5,000円」とするものです。

次に、「第3表 地方債補正」で「変更」になります。

「西和地区基盤整備促進事業」から中段の「恩根内地区基盤整備促進事業」までの上から4事業につきましては、いずれも農道関連の基盤整備事業で、補助金の増額内示により事業量の変更に伴う限度額の増額。

中段の「根室中部3号幹線改良舗装事業」から「町道舗装補修事業」の4事業につきましては、社会資本整備道路交付金事業の減額内示により事業量の変更に伴う限度額の増減となっております。

なお、「町道舗装補修事業」につきましては、社会資本整備道路交付金事業で不採択となりましたけれども、一部を町単独の起債事業として事業量を見直し、実施することとしましたことから、その差額分について限度額を減額しております。

事業ごとの変更額につきましては、説明を省略させていただきます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、全事業ともに変更はございません。

1番下段の合計になりますが、補正前の限度額「21億8,800万円」から2,210万円を減額し、補正後の限度額を「21億6,590万円」とするものです。

次に、「歳入歳出補正予算事項別明細書」ですが、1の「総括」は省略し、2の「歳入」から説明いたします。

7ページをお開きください。

2の「歳入」です。

目の欄の補正額で御説明いたします。

14款国庫支出金、1項2目民生費国庫負担金、46万1,000円の減は、所得の確定に伴い、保険基盤安定制度に係る国からの国民健康保険支援保険料負担金を減額するものです。

2項5目土木費国庫補助金、2億135万1,000円の減は、国の内示通知によりまして社会資本整備総合交付金を減額するものです。

8ページをお開きください。

15款道支出金、1項1目民生費負担金、566万3,000円の減は、所得確定に伴い、保険基盤安定制度に係る北海道からの国民健康保険の軽減保険料及び支援保険料負担金を減額するものです。

2項3目衛生費補助金、3,628万7,000円の増は、道東あさひ農協が実施するエゾシカ被害対策事業の間接補助であります中山間地域所得向上支援事業交付金を増するものです。

4目農林水産業費補助金、19億2,615万7,000円の増は、農道整備に係る基盤整備促進事業補助金の増額内示によるもののほか、要望に伴います畜産クラスター事業補助金の増の一方で、北方領土隣接地域振興等補助金の減額内示に伴う減による内容です。

9ページにお進みください。

16款財産収入、1項1目財産貸付収入、5万円の増は、町有地の一時貸し付けによるものです。

17款寄附金、1項1目一般寄附金、200万円の増は、一般寄附の実績に伴い、増額するものです。

18款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金は、1,770万円の増で、補正後の財政調整基金繰入予算額は11億6,400万円となります。

なお、財政調整基金の残高ですが、昨年度3月補正予算の時点で7億4,510万円の繰り入れを予定しておりましたところ、このたび決算を迎えまして4億5,000万円の繰り入れとなりました。

この結果、平成30年度の今回の補正後の予算上の残高は12億9,273万2,000円となります。

10ページをお開きください。

20款諸収入、4項3目土木費受託事業収入、798万1,000円の増は、道道の拡幅工事に伴う北海道建設部所管事業の受託収入の増です。

21款町債、1項3目農林水産業債、600万円の増は、農道関連の補助金増額内示により、事業費の見直しに伴う基盤整備促進事業債の増です。

5目土木債、2,810万円の減は、国の補助金減額内示通知により、社会資本整備道路交付金事業の見直しに伴い、道路改良事業債を減額するものです。

以上が「歳入」となります。

次に、「歳出」で11ページをお開きください。

3の「歳出」です。

こちらも目の欄の補正額で御説明いたします。

2款総務費、1項1目一般管理費、130万3,000円の増は、郷里砂選手町民栄誉賞受賞に伴う受賞式経費として表彰関係経費を増額するものです。

2項2目賦課徴収費、51万5,000円の減は、12ページをお開きいただきまして、12ページの右上になりますが、釧路・根室広域地方地方税滞納整理機構負担金の確定による減額です。

続きまして、3款民生費、1項1目社会福祉総務費、765万円の減は、今回の国民健康保険特別会計の補正に伴い繰出金を減額するものです。

2項4目保育園費、33万5,000円の増は、別海保育園において電気温水器が故障いたしましたことから、取りかえ経費を計上するものです。

13ページにお進みください。

4款衛生費です。

1項3目環境衛生費、3,628万7,000円の増は、道東あさひ農協が実施するエゾシカ侵入防止柵設置事業について、北海道から町を経由しての交付金を増額するものです。

14ページをお開きください。

6款農林水産業費、1項3目農業振興費、19億3,217万円の増は、各地域の事業要望による畜産クラスター事業を増額するものです。

5目農地費、1,325万円の増は、農道関連の補助金増額内示により基盤整備促進事業を増額するものです。

4項2目水産業振興費、501万3,000円の減は、北方領土隣接地域振興等補助金の減額内示により、一部を北方水産資源増大対策事業から町単独事業であります沿岸漁業振興対策事業に振りかえることといたしましたが、当該振りかえ事業量の見直しにより減額となるものです。

15ページにお進みください。

7款商工費です。

1項2目観光費、275万2,000円の増は、冬期間の観光客入り込み数の増に伴い、野付半島ネイチャーセンターのトイレの全部を開放する必要がありますため野付半島ネイチャーセンター整備事業を増額するほか、当該貯水タンクに冬期間水を運搬するための必要経費といたしましてネイチャーセンター管理経費を増額するものが主な内容となっております。

16ページをお開きください。

8款土木費、2項1目道路橋りょう総務費、759万1,000円の増は、道道拡幅工事に伴う北海道からの受託事業に係る経費として、道道用地取得事業を増額するものです。

3目道路新設改良費、2億2,903万7,000円の減は、国の補助金内示額通知により社会資本整備道路交付金事業を減することによるものですが、そのうち別海床丹港線の舗装補修修繕事業につきましては、事業の進捗を高めたいことから町単独事業であります臨時町道整備事業に振りかえまして、臨時町道整備事業を8,950万円増額計上しております。

17ページにお進みください。

3項1目下水道費、260万円の増は、今回の下水道事業特別会計の補正に伴い繰出金を増額するものです。

次に、9款消防費、1項1目消防費、450万4,000円の増は、消防事務組合におきまして、西春別幸町と中春別東町にあります消防団詰所の管理人住宅の内部改修を実施する必要があり、根室北部消防事務組合への負担金を増額するものです。

18ページをお開きください。

最後に、10款教育費、1項3目教育指導費、45万5,000円の増は、英語指導助手ALTの派遣期間が終わりを迎えまして、その帰国旅費について不足が生じることから増額するものです。

2項1目学校管理費、102万3,000円の増は、西春別小学校において地下重油タンクの配管補修が必要となりましたことから、小学校校舎等施設管理経費を増額するものです。

5項1目社会教育総務費、19万5,000円の増は、旧奥行臼駅ホームの縁石の補修経費を増額するものです。

5目中央公民館費、35万円の増は、このたび公民館バスの一部がリコール対象となり、検査いたしましたところ、リコール対象部分とは別に経年劣化により修繕することが望ましい箇所が発見されました。

当該部分の修繕には多額の費用を要するため、減車計画になりました福祉バスを中央公民館バスに所管がえし運用することといたしましたが、大型バスが必要となります公民館事業の際には、民有バスの借り上げが必要となることを見込まれるため、借り上げの経費について増額計上するものです。

以上で議案第45号一般会計補正予算の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第45号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

4番木嶋議員。

○4番（木嶋悦寛君） はい、1点質問させていただきます。

15ページの歳出の方の商工費の中の今回の費用なんですが、冬期間の観光振興に向けてですね、水が使えるようにするという事なんですが、この策がですね、果たしてこれで十分なのかどうかということと、あとほかに選択肢がなかったのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（松原政勝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤輝幸君） 議員の質問にお答えいたします。

御質問にありましており、今回ですね、このような205万円ということで水タンクの改修を行わせていただきますけれども、この際におきまして、野付半島の中には数カ所のトイレがございます。

そちらのトイレとあわせてですね、改修ということを検討してまいりました。

しかし、非常に多額の費用がかかるということがございまして、そちらにつきましては7次計画の中での検討とさせていただきます。

また、前段ありました冬期間の観光客、非常にふえてございますので、そのため対処としまして、今回、この水タンク設置によります全トイレの開放ということを図るものでございます。

以上です。

○議長（松原政勝君） 4番木嶋議員。

○4番（木嶋悦寛君） あまりにもちょっとざっくりした答弁なのかなと思います。

要するに観光客がふえるってということ、何人ぐらいを想定して、その人たちがトイレに使う水量がありますよね、こういった根拠でそうした改修の工事に対するものをはじき出してるのかということですよ。

それから、先ほど選択肢が他にないのかということについては答弁いただけてないと思います。

現在、多分標津側のほうから水道を引っ張ってるような状況が、夏期ですか、それを冬期間とめてるということで、水の確保ということになると思うんですが、そういうことについても、例えばそれを生かすような形での対策というのはとれないのかとかそういうことをお伺いしたんです。

それについてお答えいただければと思います。

○産業振興部長（登藤和哉君） 議長。

○議長（松原政勝君） 産業振興部長。

○産業振興部長（登藤和哉君） それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、冬期間の水の確保の点でございますが、現在、標津町から上水を受水しております、番屋を使うという意味合いで設置された水道管でございますので、冬期間使う方がいないということで、凍結防止のため水道水をためているという現状がございます。

その関係上、冬期間水が通らないという状況でございます。

そのためですね、タンクを設置して、冬期間水が使えるような形でトイレの有効数を確保しようという観点でございますが、将来的には外にあるトイレ、あわせて改修することからですね、現在は一時的な対応としてタンクを設置して、当面の形を対策としてやっていきたいと。

将来的には外のトイレ、あるいはですね、その近辺にあるトドワラの遊歩道のトイレ含めてですね、トイレ計画として、課長が言ったとおり、7次計でですね、しっかりと皆様

方にですね、方法を公開していきたいということでございます。

以上でございます。

○議長（松原政勝君） 4番木嶋議員。

○4番（木嶋悦寛君） 先ほど言ったように数字上の根拠をお伺いしたい。

仮説であっても、ある程度の見込み、これで工事をするわけですから、見込みが必要なわけですね。

そのあたりはどうなってるんでしょうか、再度質問します。

○議長（松原政勝君） 産業振興部長。

○産業振興部長（登藤和哉君） お答えいたします。

トイレの水の利用につきましては、男女別、あるいはですね、大小別ですね、水の計算が非常に難しいということではございますが、ひと冬の間、おおむね超えるためには約8トンという形で想定をしております。

以上でございます。

○議長（松原政勝君） ほかにございませんか。

8番西原議員。

○8番（西原 浩君） はい、13ページのエゾシカ被害対策事業についてお聞きいたします。

道東あさひが設置するエゾシカ侵入防止柵に対する道からの補助金を受けての事業ということで説明がありましたけども、どの辺の地区に設置するのかっていうのと、それから受益者戸数、それからメーター数、それからこの補助の補助率等について、内容の説明をお願いいたします。

○水産みどり課長（新堀光行君） はい、議長。

○議長（松原政勝君） 水産みどり課長。

○水産みどり課長（新堀光行君） 議員の質問にお答えいたします。

道東あさひ農協と行いますエゾシカ対策事業でございますが、こちらにつきましては、別海町の有害鳥獣対策協議会の会員であります農協さんのほうでエゾシカ侵入防止柵を整備する場合は、従来はですね、鳥獣被害防止対策事業といたしまして、補助率がですね、実施施行の場合は定額、請負施工の場合は100分の55以内を活用して事業を実施しておりました。

今般ですね、国の補正事業であります中山間地域所得向上支援事業のほうでもですね、鹿柵の整備が可能で、なおかつ補助率についても同様でありますので、鳥獣被害防止総合対策事業にも有利な事業展開が可能になることから、今般ですね、振興局及び農協さんと協議いたしまして、事務手続を進めていただきまして、その中で道東あさひ農協さんのほうから、同交付金を活用する旨の標識がありましてございます。

中山間所得向上支援事業につきましては、町が所得向上計画を策定いたしまして、計画に基づいて、農協さんの事業主体となっておりますエゾシカ侵入防止柵を設置するものがあります。

御質問のですね、今年度の鹿柵防止対策につきましては、別海支所の部分で9件、西春別支所部分で2件、距離数にいたしまして21.18キロメートルということになってございます。

なおですね、補助率については、先ほど申しましたとおり100分の55以内となっております。

以上です。

○議長（松原政勝君） 8番西原議員。

よろしいですか。

ほかにございませんか。

13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 2点質問させていただきます。

1点目は、エゾシカ被害対策事業ですが、聞きたかったことの半分ぐらいわかったんですが、昨今ですね、エゾシカの被害あるいは頭数については、だんだん減少傾向にあるというふうにはいるんですね、そこら辺は現実的にどうなのか、実際はどうなのかということですね、町の把握している状況、認識をお聞かせをいただきたいというのが1点と、それから改めてですね、平成30年度の捕獲計画、先ほど春駆除は1,300頭で予定どおりやったというふうにお聞きしましたが、冬駆除、それから囲いわなの捕獲の頭数、計画をお聞きしたいというのがまず一つですね。

それから二つ目は、14ページの畜産クラスター事業に関連してですが、三つの協議会に補助するという事だったかなと思います。

資料によりますと、道東あさひ、中春別地域、計根別地域という三つの協議会に補助するという事なのですが、それぞれ何戸、この補助が何戸に該当するかということと、内容ですね、お聞きしたいと思います。

○農政課長（小野武史君） はい、議長。

○議長（松原政勝君） 農政課長。

○農政課長（小野武史君） まずですね、2点目の質問のほうですね、先にお答えさせていただきます。

事業協議会ごとにですね、戸数なんですけれども、道東あさひ畜産クラスター協議会が8件、中春別畜産クラスター協議会が1件、計根別畜産協議会が1件の合計10件となっております。

次にですね、事業の内容につきましてなんですけれども、施設の整備予定につきましては、畜舎整備が9棟、貯留槽整備が5棟、バンカーサイロ整備が14棟、搾乳ロボット及び自動給餌機等の導入が28基となっております。

以上でございます。

○議長（松原政勝君） 水産みどり課長。

○水産みどり課長（新堀光行君） 1点目の質問にお答えいたします。

被害の実際の状況でございますが、北海道全体としては多いと見られておりますが、こちらの地区としては、そこまで承知はしてないところでございます。

またですね、本年度の予定でございます。

春駆除が先ほど行政報告の中で町長が申し上げましたけども、1,300頭でございましたが、秋に行われます、9月からですが、秋駆除につきましては、予定といたしまして1,200頭、道東あさひさんで行われますエゾシカのくくりわなにつきましては50頭、今後冬ですね、11月から3月まで走古丹、あと野付半島で行われます越冬地対策につきましては、それぞれ走古丹が800、野付半島が300ですので、合計といたしまして3,650頭でございます。

○議長（松原政勝君） 中村議員。

○13番（中村忠士君） はい、全道的な傾向はね、あるという、調査なりそういうのが

あるってというようなお答えでしたが、道東あるいは釧根地区、とりわけその根室地区、私たちのこの地域の状況ってというのはつかんでいないというようなお話でしたが、予算をつけるからには、その状況をやっぱりきちっと把握する必要があるのではないかというふうに思うので、そこら辺の考え方をお聞きかせ願いたいなっていうふうに思います。

どうでしょうか。

○産業振興部長（登藤和哉君） 議長。

○議長（松原政勝君） 産業振興部長。

○産業振興部長（登藤和哉君） それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

現在、細かい数字をちょっと持っていませんが、先ほど議員おっしゃられたとおり、全道あるいは道東では減少傾向にはありますが、まだ鹿が多いという状況とあわせて、まだまだ農業被害が非常に多いということからですね、駆除しなければならぬというふうに考えておまして、これからもこの状況はしばらく続くという認識でありますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員よろしいですか。

○13番（中村忠士君） はい、よろしいです。

○議長（松原政勝君） ここで会議を10分間休憩いたします。

午前11時08分 休憩

午前11時18分 再開

◎日程第8 議案第46号

○議長（松原政勝君） 日程第8 議案第46号平成30年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○福祉部次長（青柳 茂君） はい、議長。

○議長（松原政勝君） 福祉部次長。

○福祉部次長（青柳 茂君） 議案第46号の内容説明をいたします。

別冊の平成30年度別海町国民健康保険特別会計補正予算書の1ページをお開きください。

平成30年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

平成30年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ260万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億6,760万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次に、2ページをお開きください。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。

補正額の欄で申し上げます。

まず、「歳入」です。

1 款国民健康保険税、1 項で1,025万円の増。

4 款繰入金、1 項で765万円の減。

歳入合計で260万円の追加です。

次に、下段の「歳出」です。

1 款総務費、2 項で51万5,000円の増。

6 款基金積立金、1 項で208万5,000円の増。

歳出合計で260万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ26億6,760万円とするものです。

次の「事項別明細書」ですが、1の「総括」は省略し、2の「歳入」から説明いたします。

5 ページをお開きください。

「2. 歳入」です。

目の欄、補正額で説明いたします。

1 款国民健康保険税、1 項1 目一般被保険者国民健康保険税、1,035万8,000円の増。

2 目退職被保険者等国民健康保険税、10万8,000円の減は、いずれも平成29年分の所得確定、及び本定例会に提案しております国民健康保険税条例の改正案に基づき試算を行い、収納率を97%として算出した結果、それぞれ増減するものです。

4 款繰入金、1 項1 目一般会計繰入金、765万円の減は、所得の確定等による国民健康保険税の再算定に伴う保険基盤安定繰入金の減額のほか、対象経費の増額による報酬・物件費等繰入金の増額によるものです。

以上で「歳入」を終わります。

7 ページをお開きください。

「3. 歳出」です。

同じく目の欄、補正額で説明いたします。

1 款総務費、2 項1 目賦課徴収費、51万5,000円の増は、釧路・根室広域地方税滞納整理機構負担金の確定によるものです。

6 款基金積立金、1 項1 目基金積立金、208万5,000円の増は、本補正による歳入歳出の差額分について、国保財政調整基金に積み立てをするものです。

以上で議案第46号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第46号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第9 議案第47号

○議長（松原政勝君） 日程第9 議案第47号平成30年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○上下水道課長（外石昭博君） はい、議長。

○議長（松原政勝君） 上下水道課長。

○上下水道課長（外石昭博君） 議案第47号の内容説明をいたします。

別冊の平成30年度別海町下水道事業特別会計補正予算書の1ページをお開きください。

平成30年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

平成30年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億3,920万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,520万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、継続費の補正。

継続費の廃止は、「第2表 継続費補正」による。

第3条、地方債の補正。

地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

2ページをお開きください。

「第1表 歳入歳出予算補正」で、補正額の欄で申し上げます。

まず、「歳入」です。

3款国庫支出金、1項で7,710万円の減。

4款繰入金、1項で260万円の増。

7款町債、1項で6,470万円の減。

歳入合計で1億3,920万円の減額です。

次に、「歳出」です。

2款下水道施設費、1項で1億3,920万円の減。

歳出合計で1億3,920万円を減額し、補正後の歳入歳出予算額の総額をそれぞれ7億8,520万円とするものです。

次に、3ページ、「第2表 継続費補正」の「廃止」です。

1款「下水道施設費」、1項「下水道施設費」、事業名「特定環境保全公共下水道事業」で、当初2カ年で予定しておりました別海終末処理場及び走古丹終末処理場の更新工事につきまして、国の内示額通知により社会資本整備総合交付金が減額となったことに伴い実施ができないことから、「平成30年度」の年割額「1億2,840万円」、「平成31年度」の年割額「2億9,570万円」、及び総額「4億2,410万円」の継続費を廃止するものです。

次に、「第3表 地方債補正」の変更です。

起債の目的、「特定環境保全公共下水道事業」。

限度額「1億1,730万円」を6,470万円減額し、「5,260万円」とするものです。

起債の方法、利率、償還方法については変更がありませんので、説明を省略いたします。

合計では、限度額「2億2,730万円」から6,470万円を減額し、補正後の限度額を「1億6,260万円」とするものです。

次に、「歳入歳出補正予算事項別明細書」ですが、1の「総括」は省略し、2の「歳入」から御説明いたします。

7ページをお開きください。

「2. 歳入」です。

目の欄の補正額で御説明いたします。

3款国庫支出金、1項1目下水道施設費補助金、7,710万円の減は、国の内示額通知による特定環境保全公共下水道事業に係る社会資本整備総合交付金の減です。

4款繰入金、1項1目繰入金、260万円の増は、歳出予算の増額に伴う一般会計からの繰入金の増です。

7款町債、1項1目下水道施設債、6,470万円の減は、国の内示額通知による特定環境保全公共下水道事業の減額に伴い減するものです。

以上で「歳入」を終わります。

9ページをお開きください。

「3. 歳出」です。

目の欄の補正額で御説明いたします。

2款下水道施設費、1項1目処理場費、260万円の増は、別海終末処理場の汚泥脱水機の第2脱水ローラー及び上部ケーキ掻取装置が経年劣化により補修が必要になったことから、事業費を増するものです。

3目施設整備費、1億4,180万円の減は、国の内示額通知により、特定環境保全公共下水道事業に係る社会資本整備総合交付金が減額になったことから、平成33年度からの更新工事に係る計画調査の委託内容を変更することによる減と、当初2カ年の継続により予定しておりました別海終末処理場及び走古丹終末処理場の更新工事の中止により事業費を減するものです。

以上で議案第47号の説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第47号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第10 議案第48号

○議長（松原政勝君） 日程第10 議案第48号別海町町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○税務課長（宮本栄一君） はい、議長。

○議長（松原政勝君） 税務課長。

○税務課長（宮本栄一君） 議案第48号別海町町税条例等の一部を改正する条例の制定について内容を御説明いたします。

本案は、去る3月31日に公布されました地方税法の一部を改正する法律に基づく改正であります。

平成30年度地方税制改正では、経済情勢等を踏まえ、地方創生の推進の基盤となる地方の税財減確保を基本に、働き方の多様化等が進む中で、特定の働き方だけではなく、さまざまな形で働く人を応援し、働き方改革を後押しする観点から、個人住民税の基礎控除

等の見直しを行うとともに、平成30年度の評価替えに伴う土地に係る固定資産税の税負担の調整、地方たばこ税の税率引き上げ等の見直し、法人住民税等の申告書等の地方税関係手続用電子情報処理組織による提出義務の創設、並びに地方団体共通の電子納税に係る手続の整備等を行うほか、税負担軽減措置等の整理・合理化など、税制上の措置が講じられたところで、これらに基づき、それぞれ関連する項目について条項の改正及び条文の整理を行うものです。

議案書では、4ページから22ページまでとなります。

改正条文の朗読は省略させていただき、別冊の議案資料により御説明いたします。

議案資料1ページをお開き願います。

1ページから69ページまでが本改正案の新旧対照表で、右の欄が改正前、左の欄が改正後となっております。

次に、70ページをお開き願います。

改正内容について、別海町町税条例の一部を改正する条例制定説明資料により御説明いたします。

今回の条例改正は、給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振りかえに伴い、個人住民税の各種非課税範囲が引き上げられたほか、基礎控除・調整控除の適用に所得要件を創設、資本金または出資金の額が1億を超える大法人の法人町民税等に係る電子申告の義務化、及び平成22年10月以来8年ぶりとなるたばこ税の引き上げに加えて、加熱式たばこについて、5年間をかけて段階的に課税方式を見直すなど、所要の改正を行うものです。

なお、本改正条例におきましては、6条立てとして、第1条において改正の基本となります条項等の改正を規定し、第2条から第5条までにおいては、前段説明いたしました加熱式たばこに係る段階的な課税方式に係る条項、及びたばこ税の負担水準の見直しに伴う改正を規定し、第6条においては、平成27年の改正条例により規定した旧3級品紙巻たばこに係る税率改正措置について、たばこ税の改正に合わせて変更するものです。

資料は、左から順に番号、改正項目、改正条項、改正内容、適用年月日、適用法令の区分となっております。

主な改正点は11点です。

まず1番目。

町民税の納税の改正です。

前段申し上げました大法人の法人町民税等に係る電子申告の義務化において、法人でない社団または財団で、代表者または管理者の定めがあり、かつ収益事業を行う者、いわゆる人格のない社団等については、適用しない旨の規定を加えるものです。

2番目は、個人町民税の非課税の範囲の改正です。

第1項では、給与所得控除等から基礎控除への振りかえに伴い、障害者、未成年者及び寡婦に対する非課税措置の所得要件を現行125万円から135万円に引き上げるものです。

第2項では、控除対象配偶者の定義の変更及び均等割非課税限度額の引き上げに伴う改正で、今回の改正において、配偶者控除や配偶者特別控除が適用される納税者本人に収入制限を設けることに伴い、現行の控除対象配偶者から同一生計配偶者へ改めるもので、平成31年1月1日から施行するものです。

また、均等割非課税限度額の算定において、従来算定に10万円を加算した額を非課

税限度額とする引き上げが行われるもので、平成33年1月1日から施行するものです。

3番目は、所得控除の改正です。

給与所得控除等から基礎控除への振りかえに伴い、基礎控除額が現行の33万円から43万円に一律10万円の引き上げが行われることに伴い、基礎控除額に2,500万円以下の所得要件が創設されるもので、参考として1から4に記載しておりますとおり、前年の合計所得金額に応じた基礎控除額が適用されるもので、平成33年1月1日から施行するものです。

71ページをごらんください。

4番目は、調整控除の改正です。

前段の条例第33条の2の改正に伴い、調整控除におきましても所得要件を創設するもので、前年の合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納税義務者については、調整控除を適用しないこととするもので、同じく33年1月1日から施行するものです。

5番目は、法人町民税の申告納付の改正です。

一つ目として、租税特別措置法の改正に伴い、法の施行地に本店または主たる事務所を有する内国法人の外国関係会社に対して課された地方法人税及び法人住民税の額のうち、合算対象とされていた所得に相当する金額を内国法人の法人税割額から控除する特例を新たに第2項、第3項として規定するもので、平成30年4月1日以後に開始する事業年度から適用するものです。

二つ目は、大法人に係る申告書の電子情報処理組織、いわゆる「eLTAX」による提出義務について、新たに第10項から12項として規定するもので、平成32年4月1日以後に開始する事業年度から適用するものです。

三つ目は、それらに伴う第1項の文言整理と第4項から第9項までの項ずれについて整理するものです。

6番目は、法人町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金の改正です。

法人町民税において、申告後に減額更正され、その後さらに増額更正等があった場合の納期限の延長に係る延滞金の計算について、申告期限前に納付されていた部分は、納付されていた期間を控除する旨を新たに規定するものです。

7番目は、製造たばこの区分の改正です。

急速に市場が拡大している加熱式たばこについて、税率格差を解消するため、新たに製造たばこの区分を創設するものです。

1の製造たばこから3のかぎ用の製造たばこまで3種類に区分し、さらに喫煙用の製造たばこを5種類に区分するもので、平成30年10月1日から施行するものです。

8番目は、製造たばことみなす場合の改正です。

7番の規定に基づきまして、製造たばことみなす加熱式たばこの定義について、新たに規定するもので、同じく平成30年10月1日から施行するものです。

72ページをごらんください。

9番目は、たばこ税の課税標準の改正です。

加熱式たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法については、現行の加熱式たばこの重量1グラムをもって紙巻たばこ1本に換算する方式から、重量と価格により換算する方式とする旨を規定するものです。

1から5に記載のとおり平成30年10月1日から5年間かけて段階的に移行するもので、最終的には平成34年10月1日からは、重量換算では、加熱式たばこ0.4グラム

で紙巻たばこ0.5本、価格については、紙巻たばこ1本当たりの平均価格約20円で紙巻たばこ0.5本に換算する方式となり、重量と価格が一对一の比率で換算されるものです。

10番目は、たばこ税の税率の改正です。

高齢化の進展により社会保障関係費の増加や、引き続き国、地方における厳しい財政事情の中で、財政物資としてのたばこの基本的性格からたばこ税の負担水準を平成30年10月1日から3段階で引き上げるもので、記載のとおり各段階において1,000本当たり430円ずつ引き上げられるものです。

なお、平成31年10月1日につきましては、消費税率の引き上げと重なることから、1年間は引き上げは行わないものとするものです。

11番目は、個人町民税の所得割の非課税の範囲等の改正です。

給与所得控除等から基礎控除への振りかえに伴い、個人町民税所得割に係る非課税限度額について、従来の算定により得た額に10万円を加算した金額に引き上げるもので、平成33年1月1日から施行するものです。

73ページをお開き願います。

2、その他の改正です。

1番から12番と14番、18番につきましては、地方税法改正等に合わせた規定の整理、文言の整理、適用条文の整理等となりますので、説明を省略させていただき、町民に直接関連する改正について御説明させていただきます。

まず、13番目ですが、74ページから75ページにかけてとなります。

法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合について規定する条例附則第10条の2の改正です。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する一定の発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、国の温室効果ガス排出削減目標の達成のため対象規模の細分化を図った上で、その適用期限を2年延長することに伴う改正で、太陽光発電設備及び水力発電設備、バイオマス発電設備についてはそれぞれ一定規模以上の設備について、特例措置が引き上げられ、風力発電設備及び地熱発電設備については、一定規模未満の設備について特例措置が引き上げられるもので、平成30年4月1日から適用するものです。

なお、新たな対象規模に係る特例措置につきましては、太陽光及び風力発電設備につきましては4分の3、水力及び地熱、バイオマス発電設備につきましては3分の2と定めるものです。

次に、生産性向上特別措置法に規定する市町村の導入促進計画に適合し、かつ、労働生産性を年平均3%以上向上させるものとして認定を受けた中小企業等の先端設備等導入計画に記載された一定の機械・装置等であって、生産・販売活動等のように直接供されるもののうち、同法の施行日から平成33年3月31日までの間において取得されるもので、償却資産に係る固定資産税について、特例率を最初の3年間、ゼロ以上2分の1以下で市町村が定める割合とすると規定されており、率をゼロにすることにより、国の補助制度の優先採択や補助率がかさ上げされることから率はゼロとするものです。

76ページ、下段をごらんください。

21番目は、平成27年度改正において、こうした旧3級品紙巻たばこに係る税率の経過措置について、たばこ税の税率改正に合わせて現行の平成31年3月31日までの間の

税率を、平成31年9月30日まで適用するもので、平成30年10月1日から施行するものです。

以上で議案第48号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第48号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

○8番（西原 浩君） はい、議長。

○議長（松原政勝君） 8番西原議員。

○8番（西原 浩君） 議案資料の23ページの第96条なんですけども、改正前は5,262円で、改正後が5万5,692円となってるんですが、先ほどの説明だとたばこ税の桁が違うような気がするんですけど、これはどっちがあってるのかをちょっとお聞きしたい、72ページでは5,692円となっているんですよ、これどうなってるのかをちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長（松原政勝君） 税務課長。

○税務課長（宮本栄一君） 失礼いたしました。

桁が1桁間違っておりまして、5,692円と改めるものです。

改正後です。

改めます。

○議長（松原政勝君） 8番西原議員。

○8番（西原 浩君） 間違っているっていうのはわかりましたけども、これが条例として数字が正しく訂正されて、議決するまでにはちゃんと修正されるのか、ちょっとその辺、きょうの説明では間違ってますよだったんですけど、4日目の議決するまではちゃんと修正されるのかちょっと確認したいんですけども。

○総務部長（竹中 仁君） 議長。

○議長（松原政勝君） 総務部長。

○総務部長（竹中 仁君） 大変申しわけございませんでした。

議案の方につきましては正確な数字で記載しておりますので、議案資料について、後ほど今回の桁違いの部分につきまして、ページを差しかえをさせていただきたいと思いますのでよろしく願いをいたします。

○議長（松原政勝君） 8番西原議員。

○8番（西原 浩君） はい、いいです。

○議長（松原政勝君） ほかにございませんか。

13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

資料のですね、74ページの番号でいうと13ですね、その説明をもう少ししていたければなあというつもりで質問するんですが、この特定太陽光発電設備、現行は3分の2が、出力が1,000キロワット以上であると4分の3になると。

つまり、基準が上がるという状況ですね。

それに対してですね、例えば特定水力発電設備に関しては、現行3分の2で5,000キロワット以上は現行どおりだけれども、さっき以外のもの、つまり規模が小さいというふうになるんでしょうかね、小さいものは5,000キロワット未満ということでしょうか、それは2分の1になるということ、むしろ縮小ということになるのかなっていうこ

とを思ったんですが、そこら辺ちょっともう少し詳しく解説をお願いしたいと思います。

○議長（松原政勝君） 税務課長。

○税務課長（宮本栄一君） 質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、記載のとおりとなります。

○総務部長（竹中 仁君） 議長。

○議長（松原政勝君） 総務部長。

○総務部長（竹中 仁君） ちょっと補足をいたします。

議員おっしゃりましたとおり特定太陽光発電設備につきましては、一定規模以上のもの、同じく特定風力発電設備、それから特定バイオマス発電設備、この三つにつきましては、特定出力以上のものについて低減率がアップすると。

それから特定水力発電、それから特定地熱発電設備については、一定規模以上のものが現行のとおりで、それ以外のものについては3分の2から2分の1に縮小されるという内容となっております。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい、その点は確認できたんですけども、これは、法律が変わってこういうふうになるんだということですが、この方向性としては再生可能エネルギーを拡大していきたいという方向性だと思うんですが、規模の小さいものにこの課税基準がむしろ縮小されるってようなことの背景がですね、それは国の考え方だっていえばそのとおりなんです、そこら辺の説明っていいですかね、こういうふうになっている状況の町としての理解がですね、それをちょっとお聞かせ願いたいと思うんですが。

○総務部長（竹中 仁君） 議長。

○議長（松原政勝君） 総務部長。

○総務部長（竹中 仁君） 特定水力発電設備と特定地熱発電設備につきましては、本町で対象になる今のところ発電設備がございませんので、この改正背景までについては確認をしております。

後ほどですね、その辺の状況がわかりましたら、別の機会にまた御説明をさせていただきますと思います。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

よろしいですか。

○13番（中村忠士君） はい、よろしいです。

○議長（松原政勝君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

ここで会議を1時まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後 0時55分 再開

◎日程第11 議案第49号

○議長（松原政勝君） 若干時間前ではありますが、皆様おそろいなので始めたいと思います。

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第11 議案第49号別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○税務課長（宮本栄一君） 議長。

○議長（松原政勝君） 税務課長。

○税務課長（宮本栄一君） 議案第49号別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について内容を御説明いたします。

本案は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）に基づき、国民健康保険における財政責任主体が北海道になることに伴う課税額の定義の変更に対応する条文の整理、及び地方税法施行令の一部を改正する政令が本年3月31日に公布されたことに伴い、本町の国民健康保険税におきましても政令に準じた条例改正を行うもので、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平性確保のため、低所得者層の保険税負担の軽減及び賦課限度額の見直しを行うものです。

議案書では23ページと24ページになりますが、改正条文の朗読は省略させていただき、お手元に配付しております議案資料により御説明いたします。

議案資料の77ページをお開き願います。

77ページから82ページまでが本改正案の新旧対照表で、右の欄が改正前、左の欄が改正後となっております。

それでは、83ページをお開き願います。

改正要旨を別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定説明資料により御説明申し上げます。

資料は、左から順に区分、改正項目、改正条項、改正内容となっております。

区分1、改正項目、国保税の課税額の定義についての改正ですが、改正条項が第2条第1項第1号から第3号となります。

改正内容について、国民健康保険における財政責任主体が北海道になることに伴う課税額の定義の変更に対応す規定の整備となり、基礎課税額を第1号、後期高齢者支援金等課税額を第2号、介護給付金課税額を第3号と改めるものです。

次に、第2条第2項、3項、4項につきましては、第1項の改正による引用条項の整備となります。

次に、84ページをごらんください。

区分2、改正項目、国保税の課税限度額についての改正ですが、改正条項は、条例第2条第2項並びに第21条第1項となります。

改正内容について、国民健康保険税は、国民健康保険本体の医療給付費等に充てる基礎課税分と、後期高齢者の支援金を納付するために充てる分、そして、介護保険制度に基づく介護納付金を納付するために充てる分の3区分での課税となっており、現行は、基礎課税分からそれぞれ54万円、19万円、16万円と、課税限度額が設定されております。

これを地方税法施行令の改正に合わせて、基礎課税分からそれぞれ58万円、19万円、16万円とし、合わせて4万円を引き上げ、課税限度額の合計を現行の89万円から93万円に引き上げるものです。

次に、区分3の国保税の軽減措置についての改正ですが、改正条項は、条例第21条第1項第2号及び同項第3号となります。

改正内容について、国民健康保険税の軽減区分は国保加入者数をもとに計算される均等

割額と、1世帯当たりの平等割を世帯の所得に応じて、7割、5割、2割の割合で軽減する仕組みです。

このうち、7割の世帯軽減につきましては、改正はありませんが、5割軽減では、世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乘すべき金額を現行の27万円から27万5千円に引き上げ、2割軽減では、世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乘すべき金額を現行の49万円から50万円に引き上げるものです。

このことから、世帯の前年中の所得の合計額が、資料に記載の算定式により計算された軽減基準額以下であれば、均等割及び平等割がそれぞれの割合で軽減されるものです。

区分4、改正項目、特例対象被保険者等に係る申告についての改正ですが、改正内容について、マイナンバーによる情報連携により把握できるのであれば、雇用保険受給資格証明書の提示が不要となることによる改正です。

続いて、本資料の82ページをお開き願います。

新旧対照表の左側の改正後をごらん願います。

施行期日につきましては、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用するものです。

また、適用区分につきましては、この条例による改正後の規定は、平成30年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものです。

以上で議案第49号の説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第49号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 1点お聞きかせ願いたいんですが、課税限度額が引き上がるということで、基礎課税分、後期高齢者分、それから介護分ということで、それぞれにですね、平成29年度にこの限度額に達した世帯の数とそれに該当する人数ですね、並びに改正後の引き上がった、平成30年度、この限度額に達する世帯の数とそれに該当する人数、それぞれ教えていただきたいと思えます。

○議長（松原政勝君） 税務課長。

○税務課長（宮本栄一君） それでは、限度額改正による影響額について申し上げます。

平成29年度ですね、補正予算データを用いました数字で申し上げます。

今回の条例改正により、限度額が基礎課税分で4万円引き上げとなっております。

改正前の限度額で試算をいたしますと、限度額に達している世帯数が、基礎部分で681世帯、後期分で601世帯、介護分で237世帯となります。

改正を行った場合、基礎部分で、改正前から40世帯減の641世帯、後期と介護分につきましては、改正前と同じ世帯数が限度額に達するというようになっております。

そして、人数につきましては算定をしておりません。

以上です。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） すいません。

ちょっと聞き漏らしたんだけど、介護分についても変わらないということでしたか。

ちょっと確認。

○議長（松原政勝君） 税務課長。

○税務課長（宮本栄一君） 介護分につきましても変更ありません。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） ちょっとお尋ねしたいんですが、人数については今算定してないということですね。

算定する気になればなるっていうことでよろしいですか。

○議長（松原政勝君） 税務課長。

○税務課長（宮本栄一君） 質問にお答えいたします。

可能ですけれども、今現在ちょっと資料を持ち合わせておりません。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

よろしいですか。

○13番（中村忠士君） はい、わかりました。

○議長（松原政勝君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第12 議案第50号

○議長（松原政勝君） 日程第12 議案第50号工事請負契約の締結について（町民体育館内部改修建築主体工事）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（松原政勝君） 財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） 議案第50号の内容説明をいたします。

議案の25ページをお開きください。

本案は、工事請負契約の締結に当たり予定価格が5,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

最初に、議案本文を朗読いたします。

1、契約の目的、町民体育館内部改修建築主体工事。

2、契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。

3、契約金額、1億9,332万円（内消費税及び地方消費税額1,432万円）。

4、契約の相手方、近藤・岡田経常建設共同企業体、経常建設共同企業体構成員、代表者、野付郡別海町別海旭町202番地の2、近藤建設株式会社、代表取締役社長、近藤裕幸、野付郡別海町西春別宮園町11番地、株式会社岡田工務店、代表取締役、岡田啓。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

公募期間は、4月16日から5月9日までの休日を除く15日間。

応募社数は4者で、資格審査の結果、全ての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は6月4日、島影建設株式会社、株式会社三共工務店、みどり建工株式会社、近藤・岡田経常建設共同企業体の4者による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税額を除く最高入札価格は1億7,980万円、最低入札価格は1億7,900万円で、最低入札者であります本案の近藤・岡田経常建設共同企業体と現在仮契約中であります。

なお、工期は、本契約の翌日から翌年3月15日までを予定としております。

工事の内容につきましては、議案資料で御説明いたします。

議案資料の85ページをお開きください。

88ページまでが本案工事の資料となっております。

工事の場所は、別海町別海141番地の10です。

85ページ、工事概要ですが、工事名は町民体育館内部改修建築主体工事。

構造は鉄筋コンクリート造2階建。

延べ床面積は2,966.08平方メートル。

建築面積は2,627.28平方メートルです。

工事の内容ですが、まず、諸室の用途変更を行います。

現在の1階奥、物品庫を男女シャワー室及びロッカーコーナーへ、男女の更衣室及びシャワー室を1階の女子トイレ、男子及び女子トイレを1階の男子トイレへ、放送室を下足コーナーへ、1階会議室をトレーニング室、2階の通路及び点検通路をウォーキング通路、アリーナのステージを会議室、ステージ横の器具庫の一部を放送室とするものです。

続きまして、床・壁・天井の全面改修を予定するのは、1階は、事務室、風除室、廊下、ロビー、プレイコーナー。

2階は、ホールと研修室、トイレ、階段部分です。

次に、床と壁の改修は、アリーナと現在のステージ両サイドにあります器具庫。

また、床のみの改修とするのは、機械室と柔剣道場です。

その他の改修といたしましては、バスケットゴール、防球ネット、内部の建具とするものです。

86ページにお進みください。

こちらは、附近見取図と右側が配置図となっております。

参考資料といたしまして、87ページ左側に改修前、右側に改修後を示しました1階の平面図、88ページは、同じく左側に改修前、右側に改修後を示した2階の平面図を掲載しております。

いずれも図面の詳細につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で議案第50号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第50号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 3点お伺いします。

1点目はですね、ステージが会議室になるということで、図を見ると新たなステージが設置されるわけではないみたいなので、このあたりがどういうふうになるのか、あるいは全体がフラットの状態になって、ステージが必要なときは特設するというような形なのかどうか、そこら辺ちょっとお聞きしたいと思います。

それから、2階の点検通路をウォーキング通路にするということですが、どんなふう

幅が広がるとか、そこら辺どんなふうになるのか、ちょっとざっとしたイメージで結構ですから教えてください。

3点目なのですが、コート等のラインが引かさると思うんですがね、細かい点はいいですが、基本的な考え方をお聞きしたいんですが、最近つくられる体育館というのは、ラインを完全に引かないで、基本になる印だけをつけてですね、ラインテープでそれぞれその大会に応じたラインを引くという形が多いのではないかと思います。

そういう形にするのか、それとも完全にラインを引いてしまうという考え方なのか、そこら辺の基本的な考え方をお聞かせいただきたいと。

○教育部次長（石川 誠君） はい、議長。

○議長（松原政勝君） 教育委員会次長。

○教育部次長（石川 誠君） それでは、ただいま質問ありました町民体育館の内部改修についてお答えいたします。

まず、1点目です。

ステージが会議室に変更ということで、今回の内部改修にて、ステージは基本的に考えておりません。

2点目です。

ウォーキングの通路ということで、2階がなっておりますが、幅等については今までと同じ考えであります。

次、3点目です。

ラインの引き方なんですけども、議員おっしゃられたとおり、ラインは実線ではなくて、白線というか、白抜きといいますか、抜いた形で、実線ではない形が基本となります。

以上です。

○議長（松原政勝君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） 少しだけちょっと今のお答えに補足をさせていただきます。

ステージ上ですけれども基本的な形といいますか、高さに関しては変わりません。

ただ、ステージの全面、アリーナ側にですね、開閉式の扉を設置することによって、会議室としての利用、または、大会等の本部席というようなことでの使い方、両方として使えるようなものというふうに変更をしようとするものです。

それから、2階通路に関しましては、体育協会等の要請からもですね、冬期間の健康増進といいますか、運動不足を解消するというような目的で、当初ランニングコースというものも検討したんですが、通路の幅等がございますので、あくまでもウォーキングのコースということで、床の素材ですとか、そういったものをですね、クッション性のあるものにして、冬期間、そういったところでウォーキングをして使ってもらえるような形にですね、変更をしようとするものです。

以上です。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） すいません。

ステージが会議室になるっていう点ですけれども、会議室とアリーナの間には、壁が設置されるんですよね。

そうすると、完全に分離されるという形になると思うんですが、会議室とアリーナが完全分離ということになると思うんですが、それはそれで別に問題視はしてないんですが、そうするとステージ的なものが必要な場合どうするのかっていうことを先ほどお聞きした

んだけれども、そこら辺はどうなんですか。

○議長（松原政勝君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） すいません。

ちょっと説明が足りなかったかもしれないんですが、ステージはステージとして、アリーナとの間に開閉式の扉と言いますか、壁がつくというようなイメージで捉えてもらえればいいと思うんですけれども、そうすることによって、例えば、会議室として利用しようとする場合には、扉を閉めた状態で会議室として使うと。

大会等で本部席等のそういったスペースが必要な場合には、扉と言いますか、アリーナ側の扉を開けるといような形での本部席機能というふうに考えてますので、ステージとしての利用は可能です。

以上です。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい、上手にやっていたらと思います。

○議長（松原政勝君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） なければ質疑を終わります。

◎日程第13 議案第51号

○議長（松原政勝君） 日程第13 議案第51号工事請負契約の締結について（町民体育館内部改修機械設備工事）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（松原政勝君） 財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） 議案第51号の内容を説明をいたします。

議案の26ページをお開きください。

本案は、工事請負契約の締結に当たり予定価格が5,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

最初に、議案本文を朗読いたします。

1、契約の目的、町民体育館内部改修機械設備工事。

2、契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。

3、契約金額、7,365万6,000円（内消費税及び地方消費税額545万6,000円）。

4、契約の相手方、野付郡別海町中春別西町6番地、株式会社高橋工業、代表取締役、高橋宗靖。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

公募期間は、4月16日から5月9日までの休日を除く15日間。

応募者数は4者で、資格審査の結果、全ての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は6月4日、畠沢ほっけん株式会社、株式会社竹崎工業、株式会社高橋工業、協和建設工業株式会社の4者による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は6,900万円、最低入札価格は6,820万円で、最低入札者であります本案の株式会社高橋工業と現在仮契約中であります。

なお、工期は、本契約の翌日から翌年3月15日までを予定としております。

工事の内容につきましては、議案資料で御説明いたします。

議案資料の89ページをお開きください。

89ページから91ページまでが本案工事の資料となります。

工事の場所につきましては、議案第50号で御説明いたしました町民体育館内部改修建築主体工事と同様の場所になります。

89ページです。

工事概要ですが、工事名は町民体育館内部改修機械設備工事。

続いて、工事の内容ですが、換気設備、屋内給水給湯設備、屋内外の排水設備、ガス配管、衛生設備の改修、FF式暖房機を更新、電気パネルヒーターの改修、灯油給湯ボイラーの新設、温水パネルヒーター用温水ヒーターの更新を行うものです。

参考資料として、90ページには1階の、91ページには2階の衛生設備改修平面図を掲載しておりますが、いずれも図面の詳細につきましては、説明のほうを省略させていただきます。

以上で議案第51号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第51号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第14 議案第52号

○議長（松原政勝君） 日程第14 議案第52号工事請負契約の締結について（町民体育館内部改修電気設備工事）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（松原政勝君） 財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） 議案第52号の内容説明をいたします。

本案も工事請負契約の締結に当たり予定価格が5,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

最初に、議案本文を朗読いたします。

1、契約の目的、町民体育館内部改修電気設備工事。

2、契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。

3、契約金額、7,797万6,000円（内消費税及び地方消費税額577万6,000円）。

4、契約の相手方、尾藤電設・加藤経常建設共同企業体、経常建設共同企業体構成員、代表者、野付郡別海町西春別駅前栄町52番地、尾藤電設工事株式会社、代表取締役、尾藤是誉、野付郡別海町別海宮舞町21番地、株式会社加藤電機、代表取締役、加藤正治。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

公募期間は、同じく4月16日から5月9日までの休日を除く15日間。

応募社数は5者で、資格審査の結果、全ての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は6月4日、株式会社橋本電気商会、株式会社岩谷電気商会、高部電気株式会社、株式会社尾藤電気、尾藤電設・加藤経常建設共同企業体の5者による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は7,240万円、最低入札価格は7,220万円で、最低入札者であります本案の尾藤電設・加藤経常建設共同企業体と現在仮契約中であります。

なお、工期は、本契約の翌日から翌年3月15日までを予定としております。

工事の内容につきましては、議案資料で御説明いたします。

議案資料の92ページをお開きください。

92ページから94ページまでが本案の工事の資料となります。

工事の場所は、議案第50号、51号と同様となっております。

92ページです。

工事概要ですが、工事名は、町民体育館内部改修電気設備工事。

工事の内容ですが、照明設備、誘導灯、非常照明のLED化への改修、自動火災報知設備の改修、屋外キュービクルの改修、コンセント・配線設備・分電盤の改修、非常放送・拡声設備、放送設備の改修を行うものです。

参考資料として、93ページに1階、94ページには2階の照明設備改修図を掲載しておりますが、いずれも図面の詳細につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で議案第52号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第52号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第15 議案第53号

○議長（松原政勝君） 日程第15 議案第53号工事請負契約の締結について（小中学校校舎・屋内体育館煙突改修工事）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（松原政勝君） 財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） 議案第53号の内容説明をいたします。

議案の28ページをお開きください。

本案は、工事契約の締結に当たり予定価格が5,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

最初に、議案本文を朗読いたします。

- 1、契約の目的、小中学校校舎・屋内体育館煙突改修工事。
- 2、契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。
- 3、契約金額、6,480万円（内消費税及び地方消費税額480万円）。
- 4、契約の相手方、野付郡別海町別海99番地43、島影建設株式会社、代表取締役社長、島影輝雄。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

公募期間は、4月16日から5月9日までの休日を除く15日間。

応募者は5者で、資格審査の結果、全ての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は6月4日、島影建設株式会社、株式会社三共工務店、近藤建設株式会社、みどり建工株式会社、株式会社岡田工務店の5者による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は6,020万円、最低入札価格は6,000万円で、最低入札者であります本案の島影建設株式会社と現在仮契約中であります。

なお、工期は、本契約の翌日から12月10日までを予定としております。

工事の内容につきましては、議案資料で御説明いたします。

議案資料の95ページをお開きください。

100ページまでが本案工事の資料となっております。

95ページ、工事概要ですが、工事名は小中学校校舎・屋内体育館煙突改修工事。

工事対象施設ですが、中春別小学校の校舎煙突、高さ11メートル、口径、内口径ですけれども428ミリ、中西別小学校校舎煙突、高さ10.8メートル、口径458ミリ、野付小学校校舎煙突、高さ10.7メートル、口径458ミリ、野付小学校屋内体育館煙突、高さ11メートル、口径356ミリ、野付中学校の校舎煙突、高さ12メートル、口径458ミリ、野付中学校屋内体育館煙突、高さ12.5メートル、口径356ミリの6本の煙突となります。

続いて、工事内容ですが、煙突用石綿含有断熱材の撤去と無石綿の断熱材への復旧となっております。

施工の方法ですが、煙突を密閉養生し、飛散防止薬剤を用いて、高压洗浄機による水圧で石綿含有断熱材を撤去いたします。

撤去した断熱材は、こん包し、処分場で埋め立て処分いたします。

また、工事中及び工事完了後は、周辺の気中粉じん濃度測定を行い、周辺環境への安全を確保いたします。

そして、石綿含有断熱材の撤去後は、無石綿断熱材を設置するという内容です。

参考資料といたしまして、96ページには、煙突改修工事を実施する各学校の位置図、97ページから100ページまでは、各学校の煙突の場所を示した平面図、立面図等を掲載しております。

いずれも図面の詳細につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で議案第53号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第53号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第16 議案第54号

○議長（松原政勝君） 日程第16 議案第54号財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（松原政勝君） 財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） 議案第54号の内容説明をいたします。

議案の29ページをお開きください。

本案は、財産の取得に当たり予定価格が1,500万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものであります。

最初に議案本文を朗読いたします。

1、取得する財産の種類及び数量、水槽付消防ポンプ自動車1台。

2、取得の方法、指名競争入札による契約。

3、取得価格、4,032万7,200円（内消費税及び地方消費税額298万7,200円）。

4、取得の相手方、札幌市東区苗穂町13丁目2番17号、株式会社北海道モリタ、代表取締役、中川龍太郎。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

入札の執行は6月4日で、株式会社北海道モリタ、田井自動車工業株式会社、株式会社二二商会の3者による指名競争入札を行い、それぞれ1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は3,900万円、最低入札価格は3,734万円で、最低入札者であります本案の株式会社北海道モリタと現在仮契約中であります。

なお、納期は、翌年3月8日までとしております。

取得する財産の内容につきましては、議案資料で御説明いたします。

議案資料の101ページをお開きください。

102ページまでが本案の資料となっております。

この水槽付消防ポンプ自動車は、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業として当該基金を活用し、取得するもので、別海第1分団に配備予定となっております。

主要諸元は、車型、日野FG2AGBFのDXGAA、乗車定員は6名、全長6.820メートル、全幅2.310メートル、全高2.820メートル、総排気量5.123リットル、最大出力は240馬力となっております。

消火装置関係ですが、性能は、自治省令の規定によるもので、消火装置として水ポンプ装置、水槽を搭載しております。

水槽の容量は1,500リットルというものです。

102ページには、上から見た平面図のほか、側面図、背面図を記載しております。

以上で議案第54号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第54号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第17 議案第55号

○議長（松原政勝君） 日程第17 議案第55号財産の取得について（小型動力ポンプ付水槽車）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（松原政勝君） 財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） 議案第55号の内容説明をいたします。

議案の30ページをお開きください。

本案につきましても、財産の取得に当たり予定価格が1,500万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものであります。

最初に、議案本文を朗読いたします。

1、取得する財産の種類及び数量、小型動力ポンプ付水槽車1台。

2、取得の方法、指名競争入札による契約。

3、取得価格、3,232万4,400円（内消費税及び地方消費税額239万4,400円）。

4、取得の相手方、札幌市東区苗穂町13丁目2番17号、株式会社北海道モリタ、代表取締役、中川龍太郎。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

入札の執行は6月4日で、株式会社北海道モリタ、田井自動車工業株式会社、株式会社二二商会の3者による指名競争入札を行い、それぞれ1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は3,150万円、最低入札価格は2,993万円で、最低入札者であります本案の株式会社北海道モリタと現在仮契約中であります。

なお、納期は翌年3月8日までとしております。

取得する財産の内容につきましては、議案資料で御説明いたします。

議案資料の103ページをお開きください。

104ページまでが本案の資料となっております。

この小型動力ポンプ付水槽車は、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業として、同じく基金を活用し、取得するもので、上春別第5分団に配備予定となっております。

主要諸元は、車型、日野2DGのFC2ABA、乗車定員は3名、全長5.330メートル、全幅2.250メートル、全高2.660メートル、総排気量5.123リットル、最大出力210馬力となっております。

消火装置関係ですが、性能は、自治省令の規定によるもので、消化装置といたしまして、小型動力ポンプ装置、そして水槽を搭載しております。

水槽の容量は、3,000リットル級というものです。

104ページには、上から見た平面図のほか、側面図、背面図を記載しております。

以上で議案第55号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第55号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第18 議案第56号

○議長（松原政勝君） 日程第18 議案第56号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（松原政勝君） 財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） 議案第56号の内容説明をいたします。

議案の31ページをお開きください。

議案第56号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について。

本件につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条において、辺地の公共的な施設を整備しようとするときは、あらかじめ都道府県知事と協議の上、議会の議決を経て、当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を定め、これを総務大臣に提出しなければならないと規定されておりますことから、総合整備計画の策定について議会の議決を求めるものであります。

なお、北海道知事との協議につきましては、事前に終了していることを申し添えます。

今回総合整備計画を策定するのは、平成25年度から平成29年度の5年間の計画期間が終了いたしました、豊原、大成、泉川、本別、本別海の五つの辺地計画を更新する内容となっております。

32ページをお開きください。

初めに、「豊原辺地の総合整備計画」です。

右上になりますが、辺地の人口は283人、面積は51.6平方キロメートル。

辺地の概況です。

辺地を構成する字名は、野付郡別海町豊原。

地域の中心の位置は、野付郡別海町豊原29番地38。

辺地度数は259点です。

整備を必要とする事情は、交通道路については、近年の交通量の増大、大型農作業機械の通行に対処するため計画的に橋梁の架け替え及び補修を実施し、延命化を図る必要がある。

産業農林道については、大型農作業機械の通行及び生産物の搬出に対処するため改良・舗装の必要があるというものです。

3の整備計画は、平成30年度から34年度までの5年間といたします。

施設名は、「交通道路（橋梁長寿命化補修事業）」で、事業主体は「別海町」、事業費「1,100万円」。

財源内訳は、特定財源が「683万5,000円」、一般財源が「416万5,000円」で、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を「400万円」とするものです。

次に、「産業農林道（豊原南地区農道整備事業）」で、事業主体は「北海道」、事業費「6,870万円」。

財源内訳は、特定財源が「5,324万2,000円」、一般財源が「1,545万8,000円」で、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を「1,540万円」とするものです。

全施設の事業費合計は、「7,970万円」の計画となります。

次に、33ページにお進みください。

「大成辺地の総合整備計画」です。

大成の辺地人口は179人、面積は28.6平方キロメートル。

1の辺地の概況です。

辺地を構成する字名は、野付郡別海町大成。

地域の中心の位置は、野付郡別海町大成33番地5。

辺地度数は250点です。

2の整備を必要とする事情ですが、交通道路については、近年の交通量の増大、大型農作業機械の通行に対処するため計画的に橋梁の架け替え及び補修を実施し、延命化を図る必要がある。

産業農林道については、大型農作業機械の通行及び生産物の搬出に対処するため改良・舗装の必要があるというものです。

3の整備計画は、平成30年度から34年度までの5年間となります。

施設名は「交通道路（橋梁長寿命化補修事業）」で、事業主体は「別海町」、事業費「2,900万円」、財源内訳は、特定財源が「1,802万2,000円」、一般財源が「1,097万8,000円」で、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を「1,080万円」とするものです。

次に、「産業農林道（大成零号地区農道整備事業外3事業）」で、事業主体は「北海道または別海町」、事業費「6億350万円」、財源内訳は、特定財源が「3億8,030万円」、一般財源が「2億2,320万円」で、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を「2億2,290万円」とするものです。

全施設の事業費合計は「6億3,250万円」となります。

続いて、34ページをお開きください。

続いて、「泉川辺地の総合整備計画」です。

辺地の人口は317人、面積は58.7平方キロメートル。

1、辺地の概況です。

辺地を構成する字名は、野付郡別海町泉川。

辺地の中心の位置は、野付郡別海町泉川107番地の52。

辺地度数は191点です。

2の整備を必要とする事情ですが、交通道路につきましては、近年の交通量の増大、大型農作業機械の通行に対処するため計画的に橋梁の架け替え及び補修を実施し、延命化を図る必要。

産業農林道については、大型農作業機械の通行及び生産物の搬出に対処するため改良・舗装の必要があるというものです。

3の整備計画期間は、平成30年度から34年度までの5年間となります。

施設名は「交通道路（橋梁長寿命化補修事業）」で、事業主体は「別海町」、事業費「1,000万円」、財源内訳は、特定財源が「621万4,000円」、一般財源が「378万6,000円」で、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を「370万円」とするものです。

次に、「産業農林道（北栄西地区基盤整備促進事業）」で、事業主体は「別海町」、事業費「1億6,000万円」、財源内訳は、特定財源が「7,425万円」、一般財源が「8,575万円」で、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を「8,510万円」とするものです。

全施設の事業費合計は「1億7,000万円」となります。

次に、35ページにお進みください。

「本別辺地の総合整備計画」です。

辺地の人口は147人、面積は28.3平方キロメートル。

辺地の概況です。

辺地を構成する字名は、野付郡別海町本別。

地域の中心の位置は、野付郡別海町本別50番地33。

辺地度点数は196点です。

2、整備を必要とする事情ですが、交通道路について、近年の交通量の増大、大型農作業機械の通行に対処するため計画的に橋梁の架け替え及び補修を実施し、延命化を図る必要があるというものです。

3の整備計画期間は、平成30年度から34年度までの5年間となります。

施設名は、「交通道路（本別誘導線整備事業外1事業）」で、事業主体は「別海町」、事業費「5億5,184万6,000円」、財源内訳は、特定財源が「3億3,093万9,000円」、一般財源が「2億2,090万7,000円」で、一般財源のうち辺地対策事業債予定額を「2億1,880万円」とするものです。

最後に、36ページをお開きください。

「本別海辺地の総合整備計画」です。

辺地の人口は239人、面積は24.3平方キロメートル。

1、辺地の概況です。

辺地を構成する字名は、野付郡別海町本別海。

地域の中心の位置は、野付郡別海町本別海1番地56。

辺地度点数は211点です。

整備を必要とする事情ですけれども、交通道路については、近年の交通量の増大、大型農作業機械の通行に対処するため計画的に橋梁の架け替え及び補修を実施し、延命化を図る必要がある。

産業農林道については、大型農作業機械の通行及び生産物の搬出に対処するため改良・舗装の必要がある。

下水道については、施設の老朽化に伴う事故・機能停止は、社会生活に重大な影響を及ぼすため改築・更新を効率的に進める必要があるとするものです。

3の整備計画期間は、平成30年度から34年度までの5年間となります。

施設名は、「交通道路（橋梁長寿命化補修事業）」で、事業主体は「別海町」、事業費「800万円」、財源内訳は、特定財源が「497万2,000円」、一般財源が「302万8,000円」で、一般財源のうち辺地対策事業債予定額を「300万円」とするものです。

次に、「産業農林道（桜ヶ丘地区農道整備事業外1事業）」で、事業主体は「北海道」、事業費「6億708万円」、財源内訳は、特定財源が「4億366万2,000円」、一般財源が「2億341万8,000円」で、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を「2億330万円」とするものです。

次に、「下水道（漁業集落排水事業）」で、事業主体は「別海町」、事業費「7,052万円」、財源内訳は、特定財源が「5,285万6,000円」、一般財源が「1,766万4,000円」で、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を「1,760万円」とするものです。

全施設の事業費合計は「6億8,560万円」となります。

以上で議案第56号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第56号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行い

ます。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 質疑を終わります。

◎日程第19 報告第6号から日程第20 報告第7号

○議長(松原政勝君) 日程第19 報告第6号専決処分の報告について(根室中部3号主要幹線改良舗装工事)、日程第20 報告第7号専決処分の報告について(中西別上風連線改良舗装工事)の2件については、いずれも工事請負契約の一部変更に伴う専決処分の報告ですので、一括報告といたします。

内容について順次説明を求めます。

なお、本件は報告のみであります。

○財政課長(寺尾真太郎君) はい、議長。

○議長(松原政勝君) 財政課長。

○財政課長(寺尾真太郎君) 報告第6号及び第7号の2件について、一括して説明させていただきます。

議案の37ページからとなります。

報告第6号から第7号の専決処分の報告につきましては、いずれも地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された工事請負契約に変更の必要性が生じ、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものです。

各報告につきましては、専決処分書を朗読し、順次説明させていただきます。

最初に、報告第6号の専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年5月28日、別海町長、曾根興三。

工事請負契約の一部変更について。

平成30年3月16日議案第36号により議決を経て締結した、根室中部3号主要幹線改良舗装工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「2億3,911万2,000円(内消費税及び地方消費税額1,771万2,000円)」を「2億4,289万2,000円(内消費税及び地方消費税額1,799万2,000円)」に改める。

変更の内容につきましては、平成30年3月から適用されました公共工事労務単価の上昇に伴い、旧労務単価で積算されました本契約につきましては、国及び北海道と同様に増額変更の協議ができる特例を適用することといたしました。

今般、受注者から請負代金額変更協議の請求があり、新労務単価による積算を行った結果、378万円の増額となったものです。

次に、報告第7号、議案の38ページになります。

報告第7号の専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年5月28日、別海町長、曾根興三。

工事請負契約の一部変更について。

平成30年3月16日議案第37号により議決を経て締結した、中西別上風連線改良舗装工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「2億3,792万4,000円（内消費税及び地方消費税額1,762万4,000円）」を「2億4,157万4,400円（内消費税及び地方消費税額1,789万4,400円）」に改める。

変更の内容につきましては、先ほどの報告第6号と同様、平成30年3月から適用された公共工事設計の労務単価の上昇に伴う受注者からの請負代金額変更協議の申請請求により、新労務単価での積算の結果、365万400円の増額となったものです。

以上で報告第6号及び7号の内容説明を終わります。

◎日程第21 報告第8号

○議長（松原政勝君） 日程第21 報告第8号平成29年度別海町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、本件は報告のみでありますことを申し添えます。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（松原政勝君） 財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） 報告第8号の内容説明をいたします。

議案の39ページをお開きください。

本件につきましては、平成29年度別海町一般会計補正予算（第6号）で設定いたしました繰越明許費について、その全額または一部を平成30年度へ繰り越しとする繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものであります。

議案の40ページをお開きください。

一般会計繰越明許費繰越計算書になります。

平成29年度別海町一般会計補正予算（第6号）で設定いたしました金額欄の金額に対し、全額または一部について繰り越す額を翌年度繰越額欄に記載しております。

また、その財源内訳につきましては、未収入の特定財源及び一般財源となります。

まず、8款土木費、4項住宅費、公営住宅等整備事業で、翌年度繰越額は7,369万1,000円。

財源内訳は、国庫支出金が2,479万3,000円、町債が4,870万円、19万8,000円が一般財源です。

次に、10款教育費、2項小学校費、小学校校舎等改修事業で、翌年度繰越額は4,421万円。

財源内訳は、国庫支出金が1,488万3,000円、町債が2,920万円、一般財源が12万7,000円です。

続いて、10款教育費、3項中学校費、中学校校舎等改修事業で、翌年度繰越額は2,178万円。

財源内訳は、国庫支出金が733万1,000円、町債が1,430万円、一般財源が14万9,000円となっております。

繰越明許費に係る事業は、3事業で合計の欄になりますが、金額1億3,984万9,000円の設定額に対しまして、翌年度繰越額合計は1億3,968万1,000円で

す。

未収入の特定財源内訳は、国庫支出金が4,700万7,000円、町債が9,220万円、47万4,000円が一般財源となっております。

以上で報告第8号の内容説明を終わります。

◎日程第22 報告第9号

○議長（松原政勝君） 日程第22 報告第9号平成29年度別海町一般会計事故繰越し繰越計算書についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、本件は報告のみでありますことを申し添えます。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（松原政勝君） 財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） 報告第9号の内容説明をいたします。

議案の41ページをお開きください。

本件につきましては、平成29年度におきまして、年度内に支出負担行為をしたものの、避けがたい事故のために支出が終わらなかったものについて、平成30年度へ繰り越しとする繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により議会に報告するものであります。

議案の42ページをお開きください。

一般会計事故繰越し繰越計算書になります。

今回繰り越したのは、2款総務費、1項総務管理費、用地取得事業で、翌年度繰越額は432万4,000円。

財源内訳は、全額一般財源となります。

事故繰越しとなった理由につきましては、バイオガス発電施設への貸付用地の取得に当たり、売買契約締結後、土地の引き渡しに必要となる所有者による農地法上の手続に時間を要したことによるものです。

以上で報告第9号の内容説明を終わります。

◎散会宣言

○議長（松原政勝君） 以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これで散会します。

なお、明日は一般質問を午前10時から開きますので御参集願います。

大変皆さん御苦労さまでございました。

散会 午後 2時05分